



LONG AN IP & Business NEWSLETTER

2015 年 NO01 総 67 期

目 次

IP ニュース

- 最高法:知的財産権高級法院の設立を検討することを提議
- 2014 年我国企業の新登録数が 45%増加し、商標登録件数が世界一となった
- 2014 年の涉外専利権紛争事案が 521 件に達し、昨年同期比 43.9%増となった
- 国家工商行政管理総局は、「ネット商品・サービス集中販促活動管理暫定規定」の意見募集稿を公表

ビジネスニュース

- 2013 年 12 月－2014 年 11 月、中国貨物の輸出入統計

新法速達

- 会社債券発行・取引管理弁法
- 税務登記管理弁法(改正)
- インターネット小売第三者プラットフォーム取引規則制定プロセス規定(試行)

IPニュース

最高法: 知的財産権高級法院の設立を検討することを提議

最高人民法院は、先日、ある報告において、権利侵害訴訟を管轄する法院は、分布が広く、且つ数も多く、上訴法院が不統一な状態で、裁判標準の統一性を確保できないなどの問題に対して、国家レベルの知的財産権高級法院の設立を検討することを披露した。全国の専利案件の上訴を管轄する法院の設置により、審理時間の短縮、裁判標準の統一を図ることができる。これは、知的財産権審判方式の改革に関する最新動向と言える。

全文: <http://www.cnpat.com.cn/show/news/NewsInfo.aspx?Type=H&NewsId=6197>

2014 年我国企業の新登録数が 45%増加し、商標登録件数が世界一となった

1月22日に国家工商行政管理総局により発表された統計によると、2014年1月から12月までの期間において、全国新登録の市場主体が1292.5万社に達し、昨年同期比14.23%増となった。その内、企業の新登録数が365.1万社に達し、昨年同期比45.88%増となり、1日平均1万社増加したことになる。

2014年12月末までに、全国において各種類の市場主体が6932.22万社に達し、昨年同期比14.35%増となった。その内、企業数が1819.28万社に達し、昨年同期比19.08%増となった。

同時に、我国の商標登録出願が228.5万件に達し、昨年同期比21.5%増となり、13年間にわたって、世界一を保持し続けている。2014年12月末までに、我国の商標出願件数が累計で1552.7万件、商標登録件数が累計1002.7万件、商標の有効登録件数が839万件に達した。

全文: <http://www.ipr.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/bw/201501/1846776.html>

2014 年の涉外専利権紛争事案が 521 件に達し、昨年同期比 43.9%増となった

国家知識産権局の統計によると、2014年、全国の知識産権局が扱った外国関連の専利権侵害紛争事案は521件となり、昨年より43.9%増と大幅増加したが、専利権侵害に関する紛争事案全体(7671件)に占める比率は0.9ポイント減の6.8%であることがわかった。

2014年、専利行政部門が扱った事案は、2万件の大台を突破して24,479件に達し、昨年同期比50.9%増加した。このうち、紛争事案は62.6%増の8,220件(うち専利権侵害に関する紛争は7,671件)で、詐称事案は45.5%増の16,259件である。

紛争事案中、特許に関するものの比率が15.1%の1,239件となっている。2013年の紛争事案の構成に比べると、特許関連事案(2013年は11.1%)の比率は大幅に増加した。

全文: http://www.sipo.gov.cn/zscqgz/2014/201501/t20150106_1056435.html

隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部 188 室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel: 0086-10-88096573 Fax: 0086-10-88096923

Email: patent@longanlaw.com

<http://www.longanlaw.com>

国家工商行政管理総局は、「ネット商品・サービス集中販促活動管理暫定規定」の意見募集稿を公表

国家工商行政管理総局は、インターネット上の商品・サービスの集中販促の管理を強化し、消費者と経営者の合法的権益を保護し、公平で秩序ある市場秩序を維持することを目指し、「消費者権益保護法」、「反不正競争法」、「広告法」などの法律法規に基づいて、「ネット商品・サービス集中販促活動管理暫定規定」を作成した。この中には、特に、集中販促活動に模倣品や劣悪商品を使用した不正な行為への対応について、工商当局が「反不正競争法」の規定に基づいて取り締まることが定められている。

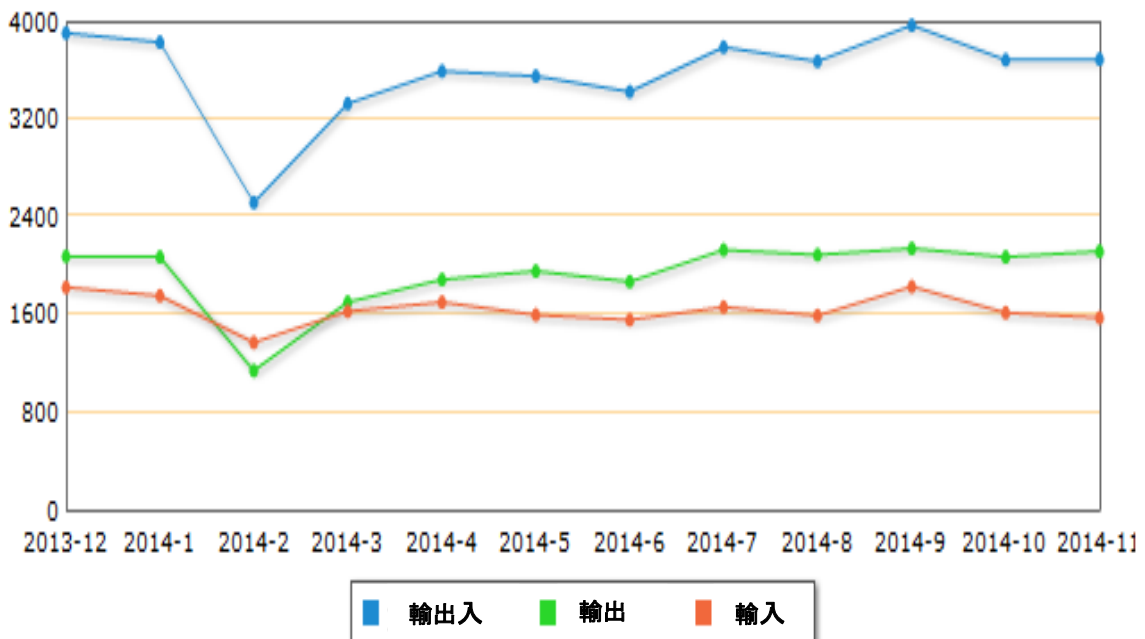
本意見募集は、一般向けに2月5日まで行われる。

全文：<http://www.chinalaw.gov.cn/article/cazjgg/201501/20150100397939.shtml>

ビジネスニュース

2013年12月－2014年11月、中国貨物の輸出入統計

単位：億ドル



全文：<http://data.mofcom.gov.cn/channel/trade/trade.shtml>

新法速達

会社債券発行・取引管理弁法

中国証券監督管理委員会が15日に『会社債券発行・取引管理弁法』を公布した。

当該弁法の主要内容については下記の通りである。

隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部 188 室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923

Email:patent@longanlaw.com

<http://www.longanlaw.com>

1. 会社債券は公開発行することもでき、非公開発行することもできる。発行者及びその他の情報公開義務者が義務を即時、公平に履行し、その公開又は送付した情報が真実、正確、完備でなければならず、虚偽な記載、誤解的な陳述又は重大遺漏を禁止する。債券募集説明書及びその他の情報披露書類が引用した監査報告書、資産評価報告書、信用評価報告書は、証券サービス業務に従事する資格を有する機構が発行しなければならない。

2. 会社債券を公開発行する場合、『証券法』、『会社法』の関連規定に合致し、中国証券監督管理委員会の審査を経て、証券サービス業務に従事する資格を有する信用評価機構に委託して信用評価を行わなければならない。公開発行の会社債券は、法に従い設立された証券取引所で上場取引し、又は全国中小企業株式譲渡システム又は国务院の批准のその他の証券取引場所で譲渡しなければならない。

3. 非公開発行の会社債券は、合格投資者に発行しなければならない、広告、公開誘致又は形を変えた方式を採用してはならず、毎回の発行対象が 200 人を超過してはならない。非公開発行の会社債券は、証券取引所、全国中小企業株式譲渡システム、機構間の私募製品オフター・サービスシステム、証券会社カウンターで譲渡することを申請することができる。非公開発行の会社債券は合格投資者の範囲以内で譲渡しなければならない。

また、公開発行の会社債券の発行者が規定により債券募集説明書を即時に披露し、債券存続期間内において中期報告と証券サービス業務に従事する資格を有する会計士事務所が監察する年度報告書を披露しなければならないことも明確にした。

全文: http://www.csrc.gov.cn/pub/zjhpublic/G00306201/201501/t20150116_266700.htm

税務登記管理弁法(改正)

国家税務総局が近日、2014 年 12 月 27 日に公布の『税務登記管理弁法(改正)』を正式発表した。

当該弁法の主要内容については下記の通りである。

1. 国家税務局(分局)、地方税務局(分局)が税務登記を連合して行う場合、同一納税者に同一の国家税務局(分局)、地方税務局(分局)が押印された税務登記証を発行しなければならない。納税者識別号は省、自治区、直轄市と計画単列市の国家税務局、地方税務局が連合で納税者識別号コード産業基準に基づき編制し、各地に統一発行して執行する。納税者識別号は唯一性を有する。

2. 生産、経営に従事する納税者が工商営業許可証を受領する場合、工商営業許可証を受領した日より 30 日以内に税務登記を申告し、税務機関が税務登記証及びその副本を発行しなければならない。生産、経営に従事する納税者が工商営業許可証の手続きを行わず、関連部署の批准を経て設立した場合、関連部署が設立を批准した日より 30 日以内に税務登記を申告し、税務機関が税務登記証及びその副本を発行しなければならない。

3. 生産、経営に従事する納税者が工商営業許可証の手続きを行わず、関連部署の批准も経ずに設立した場合、納税義務発生日より 30 日以内に税務登記を申告し、税務機関が臨時税務登記証及びその副本を発行しなければならない。海外企業が中国国内で建築、取付、組立、探査を請け負い、又は労務を提供する場合、項目契約又は協議締結日より

隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部 188 室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel: 0086-10-88096573 Fax: 0086-10-88096923

Email: patent@longanlaw.com

<http://www.longanlaw.com>

30日以内に、項目所在地の税務機関に税務登記を申告し、税務機関が臨時税務登記証及びその副本を発行しなければならない。

また、税法、行政法規の規定により税務登記手続きを行わなくても良い源泉徴収義務者は、源泉徴収義務発生日より30日以内に、機構所在地の税務機関に税金控除登記を申告しなければならない。税務機関が税金控除登記証明書を発行することも明確にした。

全文: <http://hd.chinatax.gov.cn/guoshui/action/GetArticleView1.do?id=484490&flag=1>

インターネット小売第三者プラットフォーム取引規則制定プロセス規定(試行)

商務部が2014年12月29日、24日に公布の『インターネット小売第三者プラットフォーム取引規則制定プロセス規定(試行)』を正式発表した。

当該規定の主要内容については下記の通りである。

1. 取引規則とは、インターネット小売第三者プラットフォーム経営者が制定、改正、実施し、プラットフォームサービスを使用する不特定の主体に適用し、社会公共利益に該当する公開規則である。商務部はインターネット小売第三者プラットフォーム取引規則届出システムを構築し、省、自治区、直轄市の商務主管部署(以下「省級商務主管部署」という)が小売第三者プラットフォーム取引規則の届出等の日常管理をする。

2. インターネット小売第三者プラットフォーム経営者が取引規則を制定又は改正する場合、ウェブサイトのホームページにおける顕著な位置で公開的に意見募集し、合理的な措置を採用して取引規則の利益関係者が十分に承知して意見を公表できることを確保し、合理的な方式を通じて意見及び処理意見を返答しなければならない。インターネット小売第三者プラットフォーム経営者は、取引規則を実施する7日前にウェブサイトの顕著な位置で公開しなければならない。商業秘密に該当する内容を除く。

3. インターネット小売第三者プラットフォーム経営者が制定、改正、実施する取引規則はインターネット小売経営者と消費者に重大的な影響がある場合、合理的な過渡措置を制定しなければならない。インターネット小売第三者プラットフォーム経営者が合理的な方式を採用して利益関係者が実施された取引規則の内容を承知させることを保障し、利益関係者を提示してインターネット小売第三者プラットフォーム経営者又は利益関係者の責任を免除又は制限する内容を注意しなければならない。

全文: <http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201412/20141200850329.shtml>